

# 和泉・高石・泉大津・忠岡の事業所の皆さんの健康をまもる 泉大津地域産業保健センター

厚生労働省委託事業

泉大津地域産業保健センターでは、労働者数が50人未満の中小規模事業所の皆様のために、泉大津労働基準監督署、和泉大津地区労働基準協会、高石市・泉大津市・和泉市医師会、3市1町（忠岡町）商工会議所・商工会等と連携して次のような業務を行っております。

## 働く人の健康のために事業主・従業員の方々 お気軽にご利用ください!!

**無料**で医師がアドバイスします。相談内容についての**秘密**は**厳守**します。

### 泉大津地域産業保健センターの4つの事業

#### 健康相談窓口

- ・当番医師会で第二～第四金曜日午後2時から実施しております。
- ・移動健康相談も実施します。

- ◎従業員の健康について相談したい
- ◎健康診断の見方がわからない
- ◎健康診断結果が気になる
- ◎生活習慣病の予防は何から始めたらよいか
- ◎過重労働による健康障害（脳・心臓疾患など）防止について教えてほしい
- ◎メンタルヘルスの進め方がわからない

— などについて相談に応じます。

※移動健康相談…事業所を訪問し健康診断結果に基づく有所見者に対する指導もいたします。



#### 個別訪問指導

- ・医師が事業所を訪問し、アドバイスをします。

- ◎健康診断結果に基づいた健康管理をどうすればよいか
- ◎作業環境改善をどうすればよいか
- ◎時間外、休日労働の多い事業所・従業員に対し、健康管理をどのようにすればよいか

— などについてご希望があれば助言いたします。

#### 産業保健情報の提供

- ・お気軽にご相談ください。

- ◎行政、労働衛生機関、医療機関、作業環境測定機関などの情報提供
- ◎日本医師会認定産業医、労働衛生コンサルタントの紹介
- ◎講演会講師の紹介

— などについてお手伝いいたします。

#### 長時間労働者への医師による面接指導

- ・随時ご相談に応じます。

- ◎月80時間～100時間超の時間外・休日労働を行い、疲労の蓄積等が認められる者（申出）
- ◎事業場で定める基準に該当する者

— メンタルヘルス・健康管理の助言を致します。

## お気軽にお電話ください

和泉市医師会

和泉市立保健センター3F

TEL (0725) 41-6558

高石市医師会

高石市立総合保健センター3F

TEL (072) 265-5188

泉大津市医師会

泉大津市立保健センター4F

TEL (0725) 32-2536



# 働く人の健康診断後の事後措置

……について以下の通り法律上の規定があります。

## 労働安全衛生法 第13条の2

産業医の選任が義務付けられていない事業場（労働者数が50人未満の事業場）であっても、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師等に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

## 労働安全衛生法 第66条の4

健康診断の結果、健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者について、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、3ヶ月以内に医師又は歯科医師の意見を聴かなければならない。

## 労働安全衛生法 第66条の5

前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実状を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備その他の適切な措置を講じなければならない。

## 労働安全衛生法 第66条の6

健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

## 労働安全衛生法 第66条の7

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健師による保健指導を行うよう努めなければならない。

## 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針

事業者が講ずべき健康診断の結果に基づく就業上の措置が、適切かつ有効に実施されるため、次のとおり指針が公表されています。

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 1. 健康診断の実施                | 3. 就業上の措置の決定等         |
| 2. 健康診断の結果についての医師からの意見の聴取 | イ 労働者等からの意見の聴取等       |
| イ 意見を聴く医師等（産業医等）          | ロ 衛生委員会等の開催           |
| ロ 医師等に対する情報の提供            | ハ 就業上の措置の実施にあたっての留意事項 |
| ハ 意見の内容                   | 4. その他の留意事項           |
| （イ）就業区分及びその内容についての意見      | イ 健康診断結果の通知           |
| （ロ）作業環境管理及び作業管理についての意見    | ロ 保健指導                |
| ニ 意見の聴取の方法                | ハ 再検査又は精密検査の取り扱い      |
| （健康診断個人票の意見欄に記入）          | ニ プライバシーの保護           |

上記等の規定を遵守いただくためには、事業場として医師と契約することが必要となりますが、労働者数50人未満の事業場で契約等が難しい小規模事業場の皆様のために、小規模事業場産業保健活動支援促進事業（複数事業場が共同で産業医を選任する場合の助成金制度）や地域産業保健センターをご利用いただく方法があります。

当署管内には、泉大津地域産業保健センターが設置されておりますので、是非ご利用いただき、上記規定を遵守するとともに、労働者への健康指導や健康相談等をより一層充実していただきますようお願いいたします。

なお、地域産業保健センターのご利用は無料で、秘密は厳守されます。